

諮詢序：国土交通大臣

諮詢日：令和5年8月28日（令和5年（行情）諮詢第735号）

答申日：令和8年1月21日（令和7年度（行情）答申第824号）

事件名：令和3年度給与簿監査に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる6文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢序が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その全部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書1につき、審査請求人が開示すべきとし、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分及び本件対象文書2の全部を不開示とすることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月12日付け関総総第20号により関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料及び個人名等の記載は省略する。）。

##### （1）審査請求書

原処分の「2不開示とした部分とその理由」につき、法5条各号に該当するから不開示とした一部の部分及びその理由は不合理であるから、原処分を取り消し、不開示とした部分のうち、不服を申し立てる部分につき全部又は一部を開示するとの裁決を求める。

ア 原処分の「2不開示とした部分とその理由」につき、法5条各号に該当するから不開示とした全ての部分及びその理由は不合理であるから、原処分を取り消し、不開示とした部分の全部又は一部を開示するとの裁決を求める。処分庁がなした原処分をもとに、不開示事由該当性に疑義があることをがないことを（原文ママ）個別に主張する。

（ア）第一に、「特定個人の氏名」についてである。文書1－①ほかで

処分庁の内部又は処分庁と人事院との間でやり取りされるメールは、いずれも法5条1号ハの「公務員」同士のやり取りのメールである。メールアドレスの不開示事由該当性は理解できるが、個人の氏名を不開示とする合理的な事情は認められない。例えば、「課内各位←(略)」という、特定職員の氏(略)が課内職員各位に宛てた職務の遂行の範囲内のメールであるから、「各位」の氏名は開示されなければならない。これは、文書2-①以下のメールについていずれも同様である。法5条1号「ただし書イ、口又はは(原文ママ)のいずれにも該当しない」との判断は誤りである。

(イ) 第二に、文書2-②、文書4-⑫、文書4-⑯及び文書5-①についてである。これらの情報は監査対象官署の給与事務担当者に送付されている。「正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為」を行うのは給与事務担当者であり、これらの情報はまさしく、給与事務担当者に知らせるべき情報ではないものと思料する。給与事務担当者がこれらの情報を基に次年度以降に行われる給与簿監査のいわゆる対策を講じることで「正確な事実の把握を困難にさせる」ことも容易であることの裏返しである。人事院も監査において、対象期間を給与事務担当者に知らせることなく、行政文書の保存年限が到来していない資料全部を見分し監査を実施すれば、こうしたおそれが招来する蓋然性も極めて低いものと思料する。「違法又は不当な行為」を実施しうる者に知らせることができる情報は、法5条6号の「おそれ」の蓋然性は低いものと思料する。文書4-⑯は「確認事項等」、「回答」及び「●その他」の欄のみ不服を申し立てる。文書5-①も職員氏名以外の部分について不服である。

(ウ) 第三に、文書2-⑦及び文書4-⑦の人事院側の「監査担当官の官職及び氏名」も該当しない。そもそも他の開示文書のメールの文面において、(略)という人事院側の職員の所属及び氏が開示されている。文書4-①以降、手当の具体的な支給方法について処分庁の担当者に具体的に疑義を確認しているのは(略)氏である。この職員の氏名を既に開示することで、法5条6号の「おそれ」は既に具現化しているか又はその「おそれ」の蓋然性は低いものと思料する。ほかの行政機関において、法5条6号ニに該当しうる懲戒、休職又は採用という職員管理の微な内容の適法性を審査する任用に関する調査の人事院の担当者職氏名が開示されて、給与簿監査においては、不開示事由に該当するとは認めがたい。また、令和4年8月10日(令和4年度(独情)答申第26号)を例示する。独立行政法人を対象にした国家公務員が行う事実上の行為としての定期監督

の実施者の氏名につき、<「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられる>とされている。審査請求人も、監査対象官署の状況につき、監査担当官が一般の国民からの問合せに何らかの対応をすることは職務上想定されているものと思料する。開示することで法5条6号の「おそれ」が具現化するとの処分庁の説明は認め難い。そもそも、（略）氏を開示して、この部分を不開示とする判断は矛盾があると思料する。

(エ) 第四に、文書4-①の「具体的な対象人数、部署名」についてである。文書4-⑪で本局では「鉄道部」のみが掲示されており、文書4-③から、鉄道部が平成28年度以降監査対象となっていないこと及び平成23年度以降の対象部署が見て取れる。また、文書4-⑪で鉄道部の人数も算出することができる。そして、文書3-②「関東運輸局組織図」又は文書4-④において、実際に監査対象となった官署の職員数が具体的に表示されている。よって、これらについて、不開示事由該当性の判断に矛盾がある。

(オ) 第五に、文書4-⑪「職員名簿（R3.12.6現在）」である。この資料において対象職員の「職員番号」、「ふりがな」及び「異動年月」は不開示事由に該当すると認めるから不服を申し立てない。しかし、その他の事項は不開示事由に該当しない。処分庁ではホームページに「関東運輸局幹部名簿」を掲載している。不開示事由に該当すると主張しながら、「鉄道部長」又は「埼玉運輸支局長」の「氏名」及び「ふりがな」が掲載されており、処分庁の判断は矛盾している。また、令和5年5月6日の時点で、令和5年4月1日付の「人事異動（第1号）」で詳細な発令事項及び氏名が掲載されており、同様である。そして、令和3年12月6日の常勤職員の氏名等を部署の順に列挙したに過ぎない場合には、「氏名」も不開示事由に該当しないと思料する。「職名」について「事務官」又は「技官」等の大きな区分程度しか記されていない場合も同様である。

「職務内容」及び「担務」も支障がない範囲で開示されるべきである。また、審査請求日時点で約1年は既に経過しており、これらの情報を開示しても、法5条6号柱書きの「おそれ」の蓋然性も低いものと思料する。

(カ) 第六に、文書5-③ないし文書5-⑤の「特定個人のメールアドレス、氏名」以外の不開示部分である。上の第二に掲げた事項と同様である。処分庁では、これまでの給与簿監査の指摘事項の蓄積が行政文書の保存とともにになされているものと予想する。処分庁の

「おそれ」が仮に認められる場合には、これらの情報の蓄積から、処分庁では「監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする」、すなわち又は裏返すと、適法に運用するための対策が周到に講じられている（原文ママ）はずである。これらの行為を行う主体は処分庁の職員であり、処分庁の職員にこそこうした情報は開示されるべきではないはずである。処分庁又は審査庁の職員ではない開示請求人に開示しても、これらの工作を実施することは極めて困難か不可能である。処分庁の職員の間で組織的に共有されている程度の情報では、法5条6号の「おそれ」の蓋然性は低いものと思料する。又は、長年の指摘事項の蓄積があり、給与事務担当者がそれらの事柄を引き継ぎかつ熟知しているとしても、翌年以降の監査において指摘事項が複数あるということは、これらの不開示部分の内容を給与事務担当者が認識していたとしても、周到な対策を講じることができないか、又は、極めて困難であるということである。これをもってすれば、一般の開示請求人が「正確な事実の把握を困難にする」工作は不可能であると思料する。すなわち、法5条6号柱書きの「おそれ」が具現化する蓋然性もそれほど高いものとは認められない。処分庁が受けた指摘事項を開示することで、「公にすることにより、処分庁の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」点を懸念して、法5条6号に不開示事由該当性の根拠を求めているに過ぎない。上に掲げた第二と同様に、文書6-①の不開示部分及び文書6-②の「具体的な監査の対象、範囲」についても同様である。

(キ) その他、「文書5-①の添付資料」及び「文書5-⑤に添付されたファイル（文書）」についても、同様に不開示事由該当性の判断に疑義がある。文書5-①添付資料は特定個人の氏名を不開示とすれば、開示できるはずである。また、文書5-⑤添付資料も、上に掲げた第二や第六と同様である。

イ 以上で掲げた事柄は、法5条各号の不開示事由に該当しない情報であるか、又は、同条1号ハに該当する情報である。よって、原処分を取り消し、不服を申し立てる部分について改めて審査庁が確認し、不開示とした部分の全部又は一部を追加で開示するとの裁決を求める。なお、上に列挙した部分及び事柄とかかわりがない部分は不服を申し立てない。

## (2) 意見書

審査請求書に加えて、次のとおり追加の意見を申し述べる。

審査庁・諮問庁の理由説明書は合理的な主張ではない。処分庁が部分開示決定をしたのちに、審査庁・諮問庁のほかの地方支分局（原文マ

マ) がなした行政処分で開示されている部分も依然として不開示としており、斉一的な判断がなされるべきである。

個別具体的に主張すると、人事院の監査担当者の官職及び氏名は不開示事由に該当しない。審査庁・諮問庁の外局の行政機関は、「人事院に意見照会を行った結果、（中略）人事院が過年度に実施した調査の担当者の官職及び氏名を開示することによって、調査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来し、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことについて、高い蓋然性があるとはいえない。」と理由説明書に記載しているので、添付する。

また、「職員名簿（R 3. 12. 6 現在）」も不開示事由に該当しない。審査庁の外局の行政機関は、「公安調査庁等のように、氏名の公表により職務の遂行に支障を生じるおそれがある機関では、管理職以上等に厳しく制限している場合もあるが、国土交通省を含む多くの省では、申合せや「職員録（独立行政法人国立印刷局発行）」に主任相当職以上の職員の官職・氏名が掲載されていること等を勘案して、常勤職員の氏名は、公表されることを慣行としている。」及び「氏名を開示したとしても、那覇航空測候所所属職員であること以外の情報は得られない。このため、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報に該当せず、かつ、個人の権利利益を害することも想定できない。したがって、本件請求文書に記載された氏名（ふりがな）及び漢字氏名は、法5条1号イに該当する情報であり、国土交通省における職員の氏名の公表に関する慣行にしたがい、開示と決定することが適当である。」と裁決に記載されているので添付する。審査庁・諮問庁の「慣行」を覆し、処分庁では開示することができないユニークな事情を説明するべきである。

このように、審査庁・諮問庁のほかの地方支分支局（原文ママ）又は外局の行政機関が開示することができて、処分庁となった行政機関では開示することができない、個別具体的な事情を詳細に説明するべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年2月4日付で、法4条1項に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、本件対象文書1を開示する一方、別紙の4に掲げる部分を含む部分について不開示とする一部開示決定をした（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和5年5月7日付で、国土交通大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、本件審査請求を提起した。

#### 2 審査請求人の主張

(略：上記第2の2と同じ。)

### 3 原処分に対する諮詢の考え方

審査請求人の主張のうち、第一の「特定個人の氏名」については、審査請求人の主張のとおり法5条1号ハの「公務員」同士のやり取りのメールであり、法5条1号ハの『職務の遂行に係る情報』に該当する『職務の遂行の範囲内のメール』である。法5条1号ハでは『当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』を開示しなければならないとしているが、「特定個人の氏名」は『当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』に該当しないことから、不開示としたことは妥当である。

第二の法5条6号イの『正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ』の有無については、開示、不開示の決定は、いずれの者に対する開示であっても法5条6号でいう『公にすること』に該当し、今回不開示とした情報を開示することによって法5条6号イに該当することから、不開示としたことは妥当である。また、文書4-⑯、文書5-①については、人事院の事前確認に対する回答や監査結果の概要であり、職員氏名のほか指摘事項などの具体的な監査結果内容が記載されている。これらの監査結果内容は、いずれも個人の判明に紐づけられる個人情報の一部であり、法5条1号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、この点からも不開示としたことは妥当である。

第三の「監査担当官の官職及び氏名」については、これらを開示することで、将来、他官署での監査に当たり監査担当官への干渉等が生じるなどの『正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ』があり、法5条6号イに該当することから、不開示としたことは妥当である。審査請求人は、開示されたメールに人事院側の担当者の所属や役職及び氏が記載されていることから、上記の法5条6号イでいう『おそれ』の蓋然性は低いと主張するが、これはあくまで給与簿監査に係る人事院側の事務担当者が記載された部分であって監査担当官を記載した部分ではないため、人事院側の担当者を開示しつつ、監査担当官を開示することは矛盾していない。

第四の文書4-①の「具体的な対象人数、部署名」については、監査対象部署の選定基準が示されている部分であり、この部分を開示することにより法5条6号イに該当することから、不開示としたことは妥当である。審査請求人の主張のとおり、文書3-②等で実際に監査対象となった職員数を計上することは可能であるが、これは結果的に監査対象となった職員数であって、不開示とした監査対象部署の選定基準としての「具体的な対象人数」とは意味合いが異なる。

第五の文書4-⑪「職員名簿（R3.12.6現在）」に記載されている事項については、審査請求人の主張のとおり令和5年4月1日付の「人事異動（第1号）」で発令事項及び氏名を公表しているものの、これは異動情報を公表しているのみで各部署の職員名簿を公表しているものではない。また、職名についても審査請求人の主張する事務官、技官とした区分ではなく、たとえ氏名を公表しなかったとしても職名、職名詳細、担務、異動年月を窓口することで個人を特定する情報になり、氏名などとともに法5条1号のイ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、不開示としたことは妥当である。

第六の文書5-③、文書5-⑤、文書6-①、文書6-②については、審査請求人は処分庁又は審査庁の職員ではない審査請求人に開示しても、法5条6号イの『おそれ』の蓋然性は低いと主張するが、第二で記載したとおり、開示、不開示の決定については誰が開示請求したかを問わないことから、開示することによって給与簿監査における監査の手法等が公になることにより法5条6号イの『おそれ』が生じることから、不開示としたことは妥当である。また、文書5-③、文書5-⑤で不開示とした部分は、個別の職員の給与に対する考え方を人事院が整理したもので、具体的な監査結果内容となる。これら監査結果内容は第二において記載したことと同様に、いずれも個人の判明に紐づけられる個人情報の一部であり、法5条1号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、この点からも不開示としたことは妥当である。

その他、文書5-①の添付資料については、職員の氏名を不開示としても職員の病気休職等の履歴や居住地を特定できる情報が記載されていることから、法5条1号の個人に関する情報であり、かつ同号のイ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、不開示としたことは妥当である。

また、文書5-⑤については、第二、第六で記載したのと同様に、開示することによって法5条6号イの『おそれ』が生じること、法5条1号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、不開示としたことは妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月28日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月14日 審議
- ④ 同月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和7年3月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月27日 審議
- ⑦ 令和8年1月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書1の不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分を開示すべきとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書2を新たに特定するとし、本件対象文書1の不開示部分のうち別紙の5に掲げる部分は新たに開示するが、本件対象文書1の不開示部分のうち別紙の5に掲げる部分を除く部分及び本件対象文書2の全部（以下、併せて「本件不開示維持部分」という。）について、法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、令和3年度に関東運輸局（埼玉運輸支局等を含む。）が人事院関東事務局から受けた給与簿監査に際し、作成又は取得された文書であると認められる。本件不開示維持部分は、別表1ないし7の1欄に掲げる部分であり、諮問庁は当該各部分を法5条1号に該当することから不開示とすべきとしている。

### （1）別表1、別表2、別表4及び別表7に掲げる不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該部分の法5条1号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね別表1、別表2、別表4及び別表7の2欄のとおり説明する。

イ 当該各部分は、対象各職員の氏名の記載と相まって、文書全体又は当該職員に関して記載された部分の全体が法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、当該情報について、法5条1号ただし書イないしハに該当するべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の可否を検討すると、氏名及びそれと一体のものとして記載された官職・職名の部分は個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分については、直接特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分とはいえないものの、当該部分を公にすると、同僚・知人等の関係者に当該職員を特定されるおそれがあることは否定し難く、当該文書の内容に照らせば、そのような者に知られることによって当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められていないので、同

項による部分開示をすることはできない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条1号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表3、別表5及び別表6に掲げる不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該部分の法5条1号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね別表3、別表5及び別表6の2欄のとおり説明する。

イ 当該各部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記各欄及び第3に記載の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいはず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該各部分は法5条1号後段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、当該情報について同号ただし書いないしハに該当するとすべき事情は認められない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条1号に該当すると認められるので、文書4-⑯、文書4-⑰、文書5-①、文書5-③ないし文書5-⑤の一部について、原処分において併せて主張されている同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、その全部を同条1号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書1につき、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分及び本件対象文書2の全部は、同号に該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

令和3年度に人事院関東事務局から関東運輸局埼玉運輸支局が受けた給与簿監査に際し、取得又は作成した資料一式

※ 監査対象となったことの通知、事前提出資料や調査時に準備すべき資料を示された資料、上局との打ち合わせ又は事前調整に関する資料、指摘事項の有無に関する通知文書、指摘事項があった場合には改善の報告書類

### 2 本件対象文書1（原処分において特定された文書）

（1）給与簿監査に当たり、関東運輸局から人事院関東事務局へ提出、送付した文書及び人事院から関東運輸局へ送付、通知された文書

文書1 人事院関東事務局からの監査実施通知

- ① 2021年4月23日付けメール『課内各位←【人事院関東事務局】令和3年度給与簿監査の実施について（通知）』
- ② 令和3年4月23日付け人関1-7『令和3年度給与簿監査の実施について（通知）』

文書2 人事院関東事務局からの監査実施要領等通知

- ① 2021年5月31日付けメール『【人事院関東事務局】令和3年度給与簿監査の実施要綱等の送付及び監査担当官の通知について（関東運輸局）』
- ② 『令和3年度の監査方針について』
- ③ 別紙1『職員状況等報告書』
- ④ 別紙2『各手当（扶養・住居・通勤・単身）の該当職員数』
- ⑤ 別紙3『人事院 給与簿監査 日程案』
- ⑥ 別紙4『必要書類の媒体等確認票』
- ⑦ 令和3年5月31日付け事務連絡『令和3年度給与簿監査担当官について』

文書3 人事院関東事務局からの監査フロー連絡に係る文書

- ① 2021年9月27日付けメール『【人事院関東事務局】給与簿監査の流れにつきまして』
- ② 『関東運輸局組織図（令和2年10月1日現在）』
- ③ 『◆関東運輸局監査対象（本局に限る）』

文書4 人事院関東事務局との事前連絡に係る文書

- ① 2021年9月30日付けメール『RE：【人事院関東事務局】給与簿監査の流れにつきまして』
- ② 『関東運輸局組織図（令和3年10月1日現在）』
- ③ 『◆関東運輸局監査対象（本局に限る）』

- ④ 別紙3『各手当（扶養・住居・通勤・単身）の該当職員数（令和3年9月30日現在）』
- ⑤ 別紙1『職員状況等報告書』（事前提出）
- ⑥ 別紙3『各手当（扶養・住居・通勤・単身）の該当職員数（令和3年11月24日現在）』
- ⑦ 別紙3『人事院 給与簿監査 日程案』
- ⑧ 別紙4『必要書類の媒体等確認票』
- ⑨ 『給与簿監査に係る事前発見事項について』
- ⑩ 別紙1『職員状況等報告書』（当日提出）
- ⑪ 『職員名簿（R3.12.6現在）』
- ⑫ 『メモ 関東運輸局』
- ⑬ 平成13年1月6日付け国土交通省訓令第50号『国土交通省職員の赴任期間に関する訓令』
- ⑭ 『監査対象職員について必要事項を列挙したメモ』
- ⑮ 2021年12月3日付けメール『【人事院】給与簿監査における人事記録に係る確認書類の提出について（俸給決定関係）』
- ⑯ 『確認事項等一覧【関東運輸局】』
- ⑰ 『確認事項等一覧に対する回答【関東運輸局】』
- ⑱ 『地方運輸局職員採用試験（技術系社会人経験者）の実施について』

#### 文書5 人事院関東事務局との事後確認調整に係る文書

- ① 別紙『給与簿監査結果概要』
- ② 文書5-①の添付資料
- ③ 2021年12月13日付けメール『【人事院関東事務局：確認依頼】支給関係の持ち帰り分について』
- ④ 2021年12月24日付けメール『【人事院関東事務局】給与簿監査に係る確認及び依頼』
- ⑤ 2021年12月28日付けメール『RE：【一部回答】関東運輸局 RE：【人事院関東事務局】給与簿監査に係る確認及び依頼』
- ⑥ 文書5-⑤の添付資料
- ⑦ 『監査実施官署意見要望等』

#### （2）給与簿監査に当たり、関東運輸局から監査対象官署へ通知した文書

#### 文書6 関東運輸局の事前調整に係る文書

- ① 『人事院給与簿監査』
- ② 2021年8月5日付けメール『F.W. 【お知らせ】令和3年度 人事院給与簿監査及び人事指導監査の実施につきまして』
- ③ 『令和3年度人事院給与簿監査対象官署一覧』

#### ④ 『人事指導監査調査項目』

3 本件対象文書2（諮問庁が新たに特定し、その全部を開示すべきとしているもの）

人事記録及び昇給調書並びに復職時調整調書（文書4-⑯の添付資料）

4 本件対象文書1の不開示部分につき、審査請求人が開示すべきとする部分

- (1) メールに記載された「特定個人の氏名」（メール本文の「各位」に相当する氏名を含む。）（該当文書：文書1-①、文書2-①、文書3-①、文書4-①、文書4-⑯、文書5-③ないし5-⑤、文書6-②）
- (2) 文書2-②（関連：文書4-⑭）及び文書4-⑯の不開示部分
- (3) 文書4-⑯（関連：文書4-⑯）のうち「確認事項等」、「回答」及び「●その他」の欄並びに文書5-①のうち職員氏名以外の不開示部分
- (4) 文書2-⑦及び文書4-⑦の人事院側の「監査担当者の官職及び氏名」
- (5) 文書4-①（関連：文書3-①）の「具体的な対象人数、部署名」
- (6) 文書4-⑯のうち、対象職員の「職員番号」、「ふりがな」及び「異動年月」以外の不開示部分
- (7) 文書5-③ないし文書5-⑤の不開示部分（審査請求人が開示を求めていない監査対象職員及び諮問庁が開示するとする担当者に係る「特定個人の氏名」及びメールアドレスを除く。）
- (8) 文書6-①及び文書6-②の「具体的な監査の対象、範囲」
- (9) 文書5-②
- (10) 文書5-⑥

5 上記4のうち、諮問庁が新たに開示するとしている部分

- (1) 上記4(1)の不開示部分
- (2) 上記4(2)のうち、文書2-②及び文書4-⑯の不開示部分並びに文書4-⑯の不開示部分のうち4-22頁及び4-23頁の「該当なし」の欄
- (3) 上記4(3)の不開示部分のうち、文書4-⑯及び文書4-⑯の「●その他」の欄及び「確認事項等」の欄の「人事記録が格納されていなかったので送付されたい。」、「文書⑯の「別添のとおりです。」「別添人事記録をご確認ください。」「貴見のとおりです。」の記載
- (4) 上記4(4)の不開示部分
- (5) 上記4(5)の不開示部分
- (6) 上記4(7)のうち、5-18頁の添付ファイルの名称
- (7) 上記4(8)の不開示部分
- (8) 上記4(9)のうち、5-5頁の「通勤定期旅客運賃（地方交通

線)」、5-6頁ないし5-9頁（個人名を除く部分）

(9) 上記4(10)のうち、5-23頁ないし30頁の不開示部分、5-31頁の特定職員に関する記載部分を除く不開示部分及び5-32頁のメールアドレスを除く不開示部分

別表1～6 本件不開示維持部分

別表1

1 不開示部分	文書5-⑥（5-23頁ないし32頁）のうち、別紙の5(9)に掲げる部分を除く部分
2 不開示理由	職員（特定個人）に関する記載部分及びメールアドレスは個人に関する情報であり、法5条1号柱書きに該当し、また、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから不開示とする。

別表2

1 不開示部分	文書4-⑪（4-15、16頁）のうち、対象職員の「職員番号」、「ふりがな」及び「異動年月」以外の不開示部分
2 不開示理由	<p>当該不開示部分と本件対象文書、職場における情報を突合することで、個人を特定、また、同文書に記載された秘匿性の高い個人に関する情報が公となってしまい、個人の権利利益を害するおそれが極めて高い。</p> <p>また、本不開示文書単体でも氏名と職名から個人を特定され、個人に関する情報が公になる。</p> <p>よって、当該不開示部分は法5条1項に該当する。</p> <p>なお、審査請求人は関東運輸局幹部名簿や令和5年4月1日付の「人事異動（第1号）」で職員情報が公表されていることをもって不開示部分の開示を主張されているが、同監査対象職員であるという限られた条件が明らかな状況においては、同じ氏名や所属という情報であっても同義に扱うことは不適当である。また、これらは法5条1号ハの公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分として氏名や所属（発令事項）という必要最小限の情報を公表しているものであり、本件の給与簿監査の対象職員であることは同職及び当該職務遂行の内容に係る部分には当たらぬ。よって不開示を維持する。</p>

別表3

1 不開示部分	文書5-②（5-2頁ないし13頁）のうち、別紙の5（8）に掲げる部分を除く部分
2 不開示理由	本不開示部分と本件対象文書の情報を照合することで、同僚・知人等の関係者に当該職員に関する秘匿性の高い情報を特定されるおそれがあり、かつ、これらは法5条1号のイ、ロ、ハのいずれにも該当しない。よって、不開示を維持する。

別表4

1 不開示部分	文書2-②（2-2頁ないし15頁）（関連：文書4-⑯（4-21頁ないし25頁））及び文書4-⑭（4-17頁）の不開示部分のうち、別紙の5（2）に掲げる部分を除く部分
2 不開示理由	当該不開示部分は、個人に関する情報が含まれており、本件対象文書や、職場における情報を突合することで当該職員が特定されるおそれがあること、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。よって法5条1号に該当し、不開示を維持する。

別表5

1 不開示部分	文書4-⑯（4-28頁）（関連：文書4-⑮（4-27頁））のうち「確認事項等」、「回答」及び「●その他」の欄並びに文書5-①（5-1頁）のうち職員氏名以外の不開示部分のうち、別紙の5（3）に掲げる部分を除く部分
2 不開示理由	本不開示部分を公にした場合、文書に記載された情報と職場における情報を突合することで個人を特定されるおそれ、または、当該職員に関する秘匿性の高い情報を同僚・知人等の関係者に特定され、個人の権利利益を害するおそれがある。 また、これらの情報は法5条1号のイ、ロ、ハのいずれにも該当しない。 以上のことから、不開示を維持する。

別表 6

1 不開示部分	文書 5-③ないし文書 5-⑤（5-14 頁ないし 22 頁）の不開示部分（審査請求人が開示を求めていない監査対象職員及び諮問庁が開示するとする担当者に係る「特定個人の氏名」及びメールアドレスを除く。）のうち、別紙の 4（6）に掲げる部分を除く部分
2 不開示理由	当該不開示部分は秘匿性の高い個人に関する情報であり、職場における情報と照合することで、個人を特定、また、秘匿性の高い個人に関する情報が公となってしまい、個人の権利利益を害するおそれが極めて高いことから、法 5 条 1 項に該当する。よって不開示を維持する。

別表 7

1 不開示部分	本件対象文書 2（上記 2）
2 不開示理由	そのすべてが職員の個人に関する情報であり、法 5 条 1 号柱書きに該当し、かつ、イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから不開示とする。